

■ 利用者負担軽減制度（社会福祉減免）について

低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの利用促進を図るために、社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減するものです。

1. この軽減制度の対象者

住民税非課税世帯で、次の①～⑤要件を全て満たす方のうち、生計が困難な者として保険者が認めた者となります。

- ① 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

2. 減免の内訳

原則として、利用者が負担する額のうち、次の各費用の 25%が減額されます。

- ① 介護サービス費（基本サービス費+加算）
- ② 食費
- ③ 居住費

※ 申請方法は、各市町村の介護保険を担当する窓口です。